

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成16年3月31日

条例第20号

(廃棄物処理票)

第8条 産業廃棄物を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票（以下「廃棄物処理票」という。）を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

(廃棄物処理票による処理)

第9条 前条の規定により廃棄物処理票による産業廃棄物の処理を行う場合においては、産業廃棄物を排出する事業場の管理者は、廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。この場合において、当該管理者は、当該廃棄物処理票の写しを作成し、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、当該事業場（当該事業場において保存することが困難である場合にあつては、当該事業者の最寄りの事務所）に保存しなければならない。

- 2 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物の運搬中において、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理票を常に携行しなければならない。
- 3 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該運搬が終了した場合は、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを運搬先の管理者に交付しなければならない。
- 4 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。）は、当該廃棄物処理票に記載された事項を遵守して当該産業廃棄物を処理し、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。
- 5 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の中間処理（産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。）又は最終処分を行う施設の管理者は、当該廃棄物処理票とともに引渡しを受けた産業廃棄物が当該廃棄物処理票に記載された事項と相違がないことを確認するとともに、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、これを当該中間処理又は最終処分を行う施設（当該施設において保存することが困難である場合にあつては、当該施設の管理者の最寄りの事務所）に保存しなければならない。